

令和6年度 第2回 栃木地方労働審議会資料

次第4

(2) 栃木県衣服製造業最低工賃改正決定について

— 資料目次 —

1. 栃木県衣服製造業最低工賃専門部会報告書（写） 1
2. 栃木県衣服製造業最低工賃の改正決定について（答申文（写）） . . . 5
3. 改訂版リーフレット「栃木県の最低工賃」 7

栃木労働局

（労働基準部 賃金室）



令和7年2月6日

栃木地方労働審議会

会長 原 田 淳 殿

栃木県衣服製造業最低工賃専門部会

部会長 杉 田 明 子

栃木県衣服製造業最低工賃の改正決定について（報告）

本専門部会は、令和6年10月11日の栃木地方労働審議会において付託された 栃木県衣服製造業最低工賃 の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員の氏名は次のとおりである。

記

公益代表委員

家内労働者代表委員

委託者代表委員

部会長

杉 田 明 子

鈴 木 徹 也

井 上 加 容 子

部会長代理

藤 井 亮 二

宮 崎 静 雄

齋 藤 好 章

黒 川 亨 子

森 田 了 介

鈴 木 健 治

別 紙

栃木県衣服製造業最低工賃（令和4年栃木労働局最低工賃公示第1号）の「3第1号の家内労働者に係る最低工賃額」に掲げる表のうち、次の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じた金額欄を次のとおり改正決定すること。

品目	工 程	規 格	金 額
男子背 既広 製上 洋衣 服	ボタン付け	小ボタン（4つ穴）根巻なし	1個につき 12円
	わき裏まつり（わきの一部分について行うものに限る。）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 48円
	すそ裏まつり（すその一部分について行うものに限る）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 55円
	ベンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 10円
洋婦 服人 ・子 供 既 製	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 18円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 40円

4 効力発生の日（予定）

令和7年4月21日

栃木県衣服製造業最低工賃専門部会 審議経過一覧

開催月日	件名	審議内容
2月6日	第1回専門部会	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長及び部会長代理の選出について 2 専門部会運営規程について 3 関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取について 4 金額審議 5 答申文(案)について 6 専門部会報告書(案)について 7 答申(地労審令第6条第7項を適用。) 8 その他



栃地労審発第1号
令和7年2月6日

栃木労働局長
川口秀人 殿

栃木地方労働審議会
会長 原田 淳

栃木県衣服製造業最低工賃の改正決定について（答申）

本審議会は、令和6年10月11日付け栃労発基1011第1号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねたところ別紙のとおり結論に達したので答申する。

別 紙

栃木県衣服製造業最低工賃（令和4年栃木労働局最低工賃公示第1号）の「3第1号の家内労働者に係る最低工賃額」に掲げる表のうち、次の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じた金額欄を次のとおり改正決定すること。

1. 改正する品目（工程）及び金額

品目	工 程	規 格	金 額
男子背 既広 製上 洋衣 服	ボタン付け	小ボタン（4つ穴）根巻なし	1個につき 12円
	わき裏まつり（わきの一部分について行うものに限る。）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 48円
	すそ裏まつり（すその一部分について行うものに限る）	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚につき 55円
	ベントツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 10円
婦既 人製 ・洋 子供服	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 18円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 40円

2 効力発生の日（予定）

令和7年4月21日

栃木県衣服製造業最低工賃

【効力発生の日 令和7年4月21日】

1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で男子既製洋服製造業、婦人・子供既製洋服製造業に係るまよめの業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄の()内の長さは、1枚分の標準的な作業を行う長さであるが、この長さ以外の場合は、1cm単位で換算した額とする。1cm未満の長さは切上げ、1円未満の金額は四捨五入とする。

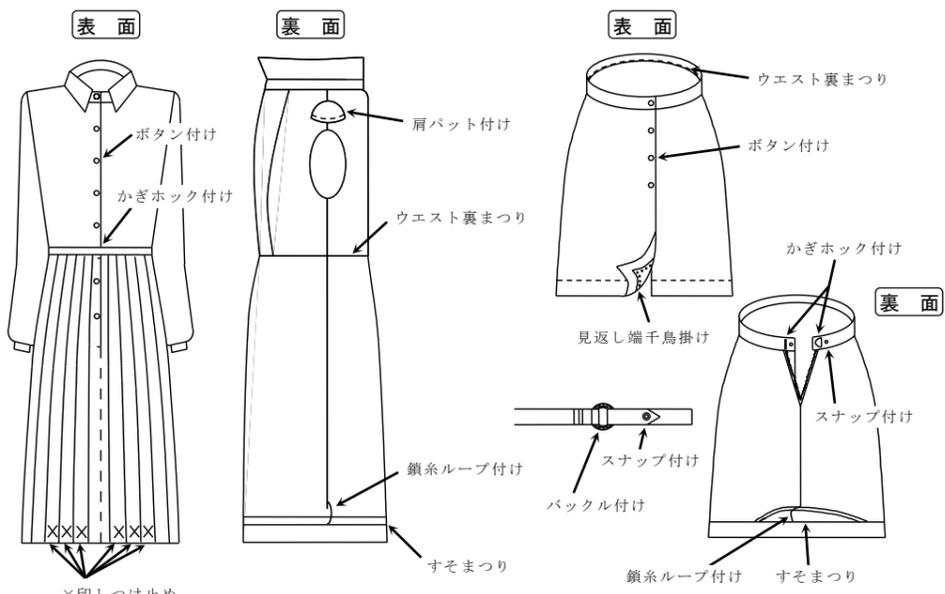
品目	工程	規格	金額	
男子既製洋服	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(60cm×2)につき 202円	
	そで口裏まつり		1枚(32cm×2)につき 83円	
	ボタン付け	中ボタン(4つ穴)糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 22円	
			小ボタン(4つ穴)根巻きなし	1個につき 12円
	肩裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上	1枚(17cm×2)につき 41円	
	上襟付けまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(30cm)につき 54円	
	下襟からげまつり		1枚(10cm)につき 51円	
	わき裏まつり (わきの一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 48円	
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上	1枚(70cm×2)につき 118円	
	見返し7mm星入れ		1枚(45cm×2)につき 86円	
	背すそまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚(20cm×2)につき 62円	
	背裏鎖止め	鎖系ループの長さが1cm	1枚につき 15円	
	すそ裏まつり (すそ裏の一部分について行うものに限る。)	針目が3cm間隔に5針以上	1枚につき 55円	
	パンツまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1枚につき 28円	
	パンツ止め	2本糸で×印しつけ止め	1か所につき 10円	
	アウトポケット裏まつり		1枚につき 20円	
	糸くず取り及び仕上げ		1枚につき 63円	
	ズボン	腰裏かんぬき止め	12か所	1本につき 44円
		天ぐまつり及び前立てまつり	針目が3cm間隔に6針以上	1本につき 25円
		ボタン付け	小ボタン、糸足つき 根巻き3回以上	1個につき 20円
糸くず取り及び仕上げ			1本につき 31円	

品目	工程	規格	金額
婦人・子供既製洋服	見返し端千鳥掛け	針目が3cm間隔に5針以上	1か所につき 16円
	見返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	10cmにつき 16円
	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	10cmにつき 18円
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	10cmにつき 24円
	そで口裏まつり		10cmにつき 21円
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	20cmにつき 19円
	スナップ付け	1cm型	1組につき 23円
	かぎホック付け	ウエスト用	1組につき 32円
		ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 23円
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上	1個につき 14円
		20mm以上、4つ穴、糸足つき、 根巻き3回以上	1個につき 16円
	鎖系ループ付け	鎖系ループ長さ2cm以上	1か所につき 14円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 40円
	×印しつけ止め		1か所につき 11円
	ウエスト裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	20cmにつき 23円
バックル付け		1個につき 16円	
糸くず取り		1着につき 23円	

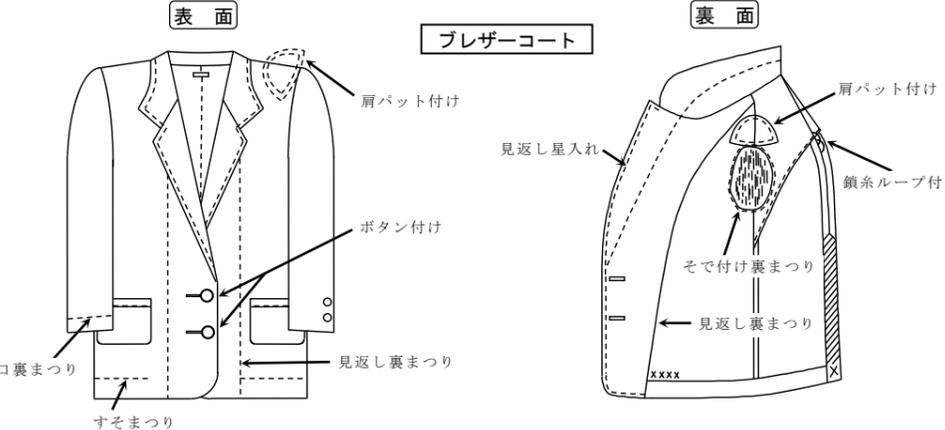
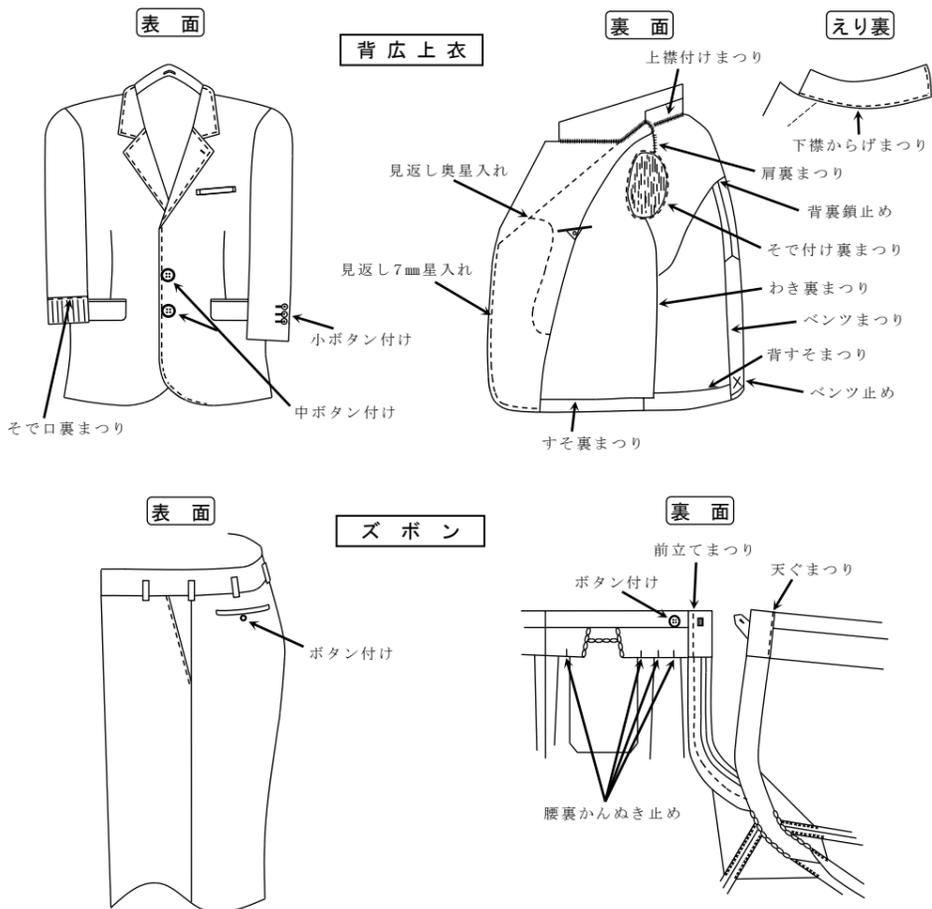
婦人・子供既製洋服のまよめ業務工程解説図

ワンピース

スカート



男子既製洋服のまよめ業務工程解説図



栃木県電気機械器具製造業最低工賃

【効力発生の日 令和6年4月20日】

電気機械器具製造業の業務工程解説図

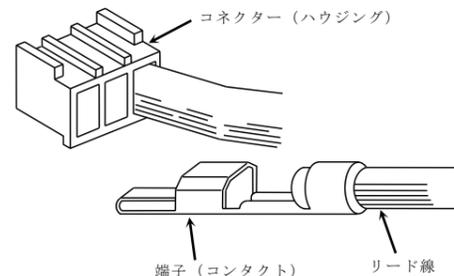
1 適用する家内労働者および委託者の範囲

栃木県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者およびこれらの業務を委託する委託者

2 最低工賃額

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。

品目	工程	規格	金額
コネクター	差し(電線の末端に取付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう。)	リード線について行うもの	1ピンにつき 51銭



詳しくは、栃木労働局 賃金室 TEL 028-634-9109 又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

宇都宮労働基準監督署 TEL 028-633-4251
 栃木労働基準監督署 TEL 0282-24-7766
 大田原労働基準監督署 TEL 0287-22-2279
 真岡労働基準監督署 TEL 0285-82-4443

足利労働基準監督署 TEL 0284-41-1188
 鹿沼労働基準監督署 TEL 0289-64-3215
 日光労働基準監督署 TEL 0288-22-0273